

春日部市環境センター余剰電力売払

特記仕様書

春日部市  
廃棄物対策課

## 1 適用

本仕様書は、春日部市環境センター余剰電力売払（以下、「本契約」という。）について適用する。

## 2 目的

春日部市（以下、「発注者」という。）は、その所有する下記発電所の発生電力に余剰がある場合、その電力（以下、「売払電力」という。）を受注者に供給し、受注者はこれを買受けるものとする。

## 3 概要

- (1) 件名 春日部市環境センター余剰電力売払
- (2) 発電所名 春日部市環境センター発電所
- (3) 供給場所 春日部市豊野町三丁目6番地
- (4) 業種 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）
- (5) 発電設備 定格出力 3, 100キロワット

### (6) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流三相3線式
- イ 供給電圧 標準電圧 6, 000ボルト（高圧）
- ウ 周波数 50ヘルツ
- エ 電気方式 1回線

- (7) 接続電力系統 東京電力パワーグリッド株式会社

### (8) 受給地点

春日部市環境センター敷地内に発注者が設置した第1号柱上の開閉器の電源側接続点

### (9) 電気工作物の財産分界点

電力の売払に関する電気工作物の財産分界点は受給地点と同じ  
ただし、計量器等は一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社をいう。以下同じ。）の所有である。

### (10) 保安上の責任分界点

保安上の責任分界点は受給地点と同じ

### (11) 発電側課金に係る内容（※参考値）

- ア 同時最大受電電力 3, 100キロワット
- イ 接続送電サービス契約電力 1, 650キロワット
- ウ 発電設備の接続先変電所
  - ・割引A対象変電所名 : 西越谷
  - ・割引B対象変電所名 : 庄和
  - ・系統設備効率化割引A : A-2
  - ・系統設備効率化割引B : B-1

## 4 発電設備の認定状況

発注者が所有する発電設備の認定状況は以下のとおりである。

- (1) 電気事業法上の発電事業の要件に該当しない。
- (2) 非 FIT 非化石電源認定機関へ非化石電源の登録は済んでいる。
- (3) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）、における設備認定は受けていない。
- (4) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）における設備認定は受けていない。

5 売払仕様

- (1) 契約方法 1キロワット時あたりの単価契約
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (3) 受給期間 令和8年4月1日0時から令和9年3月31日24時まで
- (4) 電力量料金単価

以下の時間帯料金区分ごとの単価とする。

- ア 夏季平日昼間
- イ その他季平日昼間
- ウ 夜間・休日

ただし、上記の区分の語句の定義は以下のとおりとする。

- ・夏季…7月1日から9月30日までの期間
- ・その他季…4月1日から6月30日までおよび、10月1日から翌年3月31日までの期間
- ・休日…日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日
- ・平日…休日を除く日
- ・昼間…8時から22時までの時間
- ・夜間…昼間を除く時間

- (5) 予定売払電力量 合計 14,202,940キロワット時

時間帯料金区分	予定売払電力量（キロワット時）
夏季平日昼間	1,761,200
その他季平日昼間	4,728,260
夜間・休日	7,713,480
合計	14,202,940

- ア 予定売払電力量はタービン整備等の全炉停止期間等を見込んだ数値である。
- イ 売払電力量が予定売払電力量を超えた場合、受注者は引き続き電力を買受けるものとする。また、予定売払電力量に満たない場合は、契約期間の満了をもって終了する。

- (6) 単価の調整

燃料費の変動等に応じた単価の調整（燃料費調整）並びに卸電力取引所における市場価格の変動に応じた単価の調整を含む一切の単価の調整は行わない。

- (7) 環境価値

ア 売払電力には非 FIT 非化石価値を含むものとし、受注者が買受けた電力に含まれる非 FIT 非化石価値は受注者に帰属する。

イ 発注者は、バイオマス比率算定のために必要なごみ質分析を月に 1 回の頻度で行い、受注者にバイオマス比率を通知する。

## 6 送電計画および実績

ア	令和 8 年度	月別送電計画	別紙 1 のとおり
イ	令和 8 年度	時間帯別送電計画（30 分値）	別紙 2 のとおり
ウ	令和 8 年度	焼却炉運転計画	別紙 3 のとおり
エ	令和 5 年度	時間帯別送電実績（30 分値）	別紙 4 のとおり
オ	令和 6 年度	時間帯別送電実績（30 分値）	別紙 5 のとおり
カ	令和 7 年度	時間帯別送電実績（30 分値）	別紙 6 のとおり
キ		バイオマス比率一覧表	別紙 7 のとおり
ク		系統解列回数	別紙 8 のとおり

## 7 計量器等

一般送配電事業者が設置した既設計量器は以下のとおりである。

ア	既設計量器	変成器付複合計器	時間帯別・精密級	型式 WP3ES-R
		通信用端末装置	型式 SM3GETH1	
イ	自動検針装置	有		
ウ	一般送配電事業者の検針方法	遠隔自動検針		

## 8 発電側課金

発電側課金は、発注者が負担する。なお、入札価格の算定にあたっては、発電側課金は考慮しないこと。

支払い方法については、受注者からの請求に基づき、発注者が受注者へ支払うものとする。この際、受注者が支払う毎月の売払電力量料金との相殺は行わない。

## 9 その他特記事項

(1) 第 5 項 (5) の予定売払電力量、第 6 項ア、イ、ウの送電計画および運転計画は、焼却炉および発電設備の運転状態または故障等により変動する場合があるが、発注者はその記載された内容に拘束されるものではなく、何らの責務を負わないものとする。また、エ、オ、カ、キ、クの各実績についても送電計画に対して予定しているものではないことに留意すること。

(2) 一般送配電事業者の託送供給等約款に定義された発電契約者の責務は受注者が負うものとし、発注者の発電計画等をもとに発電契約者が行うべき業務は受注者の責任と負担で行うものとする。